○厚生労働省告示第三百八号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百一条の二の十二第一項第一号の規定に基づき、キャリア・コンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年七月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

キャリア・コンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるもの

雇用保険法施行規則第百一条の二の十二第一項第一号の規定に基づき、キャリア・コンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定であって職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百七十八号）別表第一に掲げるキャリア・コンサルティングの職種に係るものに合格した者又は厚生労働省職業能力開発局長（次号及び第四号において「職業能力開発局長」という。）の指定するキャリア・コンサルタント能力評価試験に合格した者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者

二　ジョブ・カード（職業能力開発局長が定める様式による専門実践教育訓練受講予定者（雇用保険法施行規則第百一条の二の十二第一項第一号に規定する専門実践教育訓練受講予定者をいう。）の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項を記載するための書面をいう。）の交付を行うこととされている者

三　雇用保険法施行規則第百一条の二の七第二号に規定する専門実践教育訓練を行う法人若しくは団体に雇用されていない者又は当該法人若しくは団体の役員でない者

四　職業能力開発局長が委託して実施するキャリア・コンサルティング（職業能力開発促進法第十条の三第一号の情報の提供、相談その他の援助をいう。）に係る研修を受けている者

○農林水産省告示第千四十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年七月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

第六条第二号中「別表第六に掲げる」を「国際植物防疫条約に基づき設置された植物検疫措置に関する委員会が定める植物検疫措置に関する国際基準第十五（ＩＳＰＭ十五）の附属書一の規定に適合する」に、「別記様式」を「当該国際基準第十五の附属書二の規定に適合する方式」に改める。

別表第六及び別記様式を削る。

○国土交通省告示第七百五十号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十六年八月一日から適用し、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百五十二号）は、平成二十六年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（以下「省令」という。）第四条第三項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する国土交通大臣が定める算定方法により算定した金額とする方法とする。

一　省令第四条第三項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千三百円未満の場合　二千三百円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千三百円以上四千六百円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が四千六百円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から四千六百円を減じた額（ただし、当該額が七千五十円を超えるときは、その額とする。）を七千五十円で除して得た率

○国土交通省告示第七百五十一号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十一条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十六年八月一日から適用し、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十一条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百五十三号）は、平成二十六年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（以下「規則」という。）第十一条第二項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　規則第十一条第二項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千三百円未満の場合　二千三百円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千三百円以上四千六百円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が四千六百円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から四千六百円を減じた額（ただし、当該額が七千五十円を超えるときは、その額とする。）を七千五十円で除して得た率

○国土交通省告示第七百五十二号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第七条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十六年八月一日から適用し、船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第七条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百五十四号）は、平成二十六年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第七条第二項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　規則第七条第二項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千三百円未満の場合　二千三百円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千三百円以上四千六百円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が四千六百円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から四千六百円を減じた額（ただし、当該額が七千五十円を超えるときは、その額とする。）を七千五十円で除して得た率